

能登町除雪管理システム導入業務委託について、公募型プロポーザル方式により受託候補者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和5年8月28日

能登町長 大森 凡世

1. 目的

能登町除雪管理システム導入業務委託（以下、「本業務」という。）は、除雪車両に携行したGNSS（衛星測位システム）端末を用いて、除雪車両の作業状況管理及び除雪費用の算出ができるシステムの構築を行い、除雪業務の効率化及び適正化を図ることを目的とする。

また、この実施要領は、本町にとって最も優れた提案を行う事業者を公募型プロポーザル方式（以下、「本プロポーザル」という。）により選定するために、必要な事項を定めるものである。

2. 業務の概要

(1) 業務名

能登町除雪管理システム導入業務委託

(2) 業務内容

別紙「能登町除雪管理システム導入業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

本契約締結日から令和6年3月31日まで

(4) 事業費（見積上限額）

3,264,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる事業者は、以下の要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 能登町競争入札に係る入札参加資格者名簿に登録された者であること。（参加表明書提出時点で登録されていない者にあつては、参加表明書提出前に入札参加資格申請を行うこと。）
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生又は再生手続きが行われていないこと。
- (4) 能登町の指名停止基準に基づく指名停止処分を受けていないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 石川県内に活動拠点（本社・支社・営業所等）を有する事業者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその団体の構成員等に関係すると認められる者でないこと。

- (8) 適切な情報セキュリティ管理システムの構造及びその維持管理体制を確立していること。
- (9) 本業務の処理の全部又は一部について第三者に委託してはならない。ただし、必要がある場合は、あらかじめ書面により建設水道課と協議を行い、承諾を受けるものとする。
- (10) 下記に示される「同種又は類似業務」の実績を3件以上有していること（平成30年4月1日以降に完了した業務に限る）。

【同種業務】

通信型GPS機器を活用した除雪管理システムの構築・運用・保守業務。

※発注機関は、国土交通省、都道府県、市町村とする。

※上記の発注機関が管轄する全域での導入実績を対象とし、一部の除雪機械等を対象とした試行導入実績は対象外とする。

※通信型のGPS端末により、稼働実績を自動取得し、除雪作業日報及び月報（稼働時間及び除雪作業費を集計）の出力機能を備えたものに限る（非通信型のロガー等による実績は含まない）。

【類似業務】

通信型GPS機器を活用した除雪機械の位置管理システムの構築・運用・保守業務。

※発注機関は、国土交通省、都道府県、市町村及び各高速道路株式会社とする。

※上記の発注機関が管轄する全域での導入実績を対象とし、一部の除雪機械等を対象とした試行導入実績は対象外とする。

※通信型のGPS端末により、除雪機械の現在位置情報をインターネット地図に表示する機能を備えたものに限る（非通信型のロガー等による実績は含まない）。

4. 選定スケジュールについて

事業者選定までのスケジュールは、以下のとおりとする。

内容	期間
公募開始・実施要領等の公表	令和5年8月28日（月）
質問書の提出期限	令和5年9月8日（金）午後5時まで
質問書の回答	令和5年9月12日（火）
参加表明書の提出期限	令和5年9月14日（木）午後5時まで
参加資格確認通知書の送付	令和5年9月19日（火）
企画提案書の提出期限	令和5年9月26日（火）午後5時まで
プレゼンテーション	令和5年9月28日（木） ※時間及び場所は参加者に後日連絡します。
選考結果通知の送付	令和5年10月上旬頃
業務委託契約の締結	令和5年10月上旬頃

5. 実施要領等の交付について

- (1) 交付期間

令和5年8月28日（月）から令和5年9月14日（木）

(2) 交付方法

能登町のホームページからダウンロードすること。

(能登町ホームページ : https://www.town.noto.lg.jp/www/normal_top.jsp/)

6. 質問書の受付及び回答について

本プロポーザルに関する質問書の受付及び回答は、以下のとおりとする。

(1) 受付期間

令和5年8月28日(月)から令和5年9月8日(金)の午後5時まで

(2) 提出先

14. 事務局(書類提出先)に記載

(3) 受付方法

質問書(様式6)に記載の上、電子メール(送付先アドレスは14. 事務局(書類提出先)に記載)にて提出すること。なお、メール送信後は必ず送信した旨を電話連絡すること。

(4) 回答日

随時回答(最終 令和5年9月12日(火))

(5) 質問の回答

メールにて「参加資格者」に送付する。また、参加表明書を提出した全ての者に通知すべき内容であると担当課が判断した場合は、質問内容及び回答について全ての者に電子メールで送付する。

(6) 質問の内容

質問内容については、参加表明等に関する質問、提案書等に関する質問とし、審査(評価)に関する質問は一切受け付けない。

7. 参加表明書の提出について

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり提出すること。

(1) 受付期間

令和5年8月28日(月)午前9時から令和5年9月14日(木)午後5時まで

(2) 提出先

14. 事務局(書類提出先)に記載

(3) 提出方法

直接持参又は郵送にて受け付ける。

※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前9時から午後5時までとする。

郵送の場合は、受付期間内に必着させるとともに、書留等の配達記録が残る方法を利用するものとする。

(4) 提出書類(正本1部、副本5部)

ア 参加表明書(様式1)

イ 企業概要(様式2)

ウ 業務実施体制調書(様式3)

エ 配置予定総括責任者調書(様式4)

オ 業務実績調書(様式5)

カ 業務実績を証明する書類の写し(契約書等)

(5) 参加資格確認及び企画提案依頼の通知

参加表明書提出者には令和5年9月19日（火）に郵送にて通知する。また、郵送とあわせて電子メールで通知するため、メールを受信した場合は必ず受信確認のメールを返信すること。

※通知により参加資格が無いと判断された提出者は、参加資格確認通知書の通知日から起算して7日以内に、文書（任意様式）にて参加資格の無い理由について説明を求めることができる。

8. 企画提案書の提出について

本プロポーザル参加資格審査を経て、「参加資格者」となり提案書等の提出依頼を受けた者は、受付期間内に企画提案書（様式7）に、別紙「企画提案書作成要領」に基づき作成した資料を添付して提出すること。

(1) 受付期間

令和5年9月19日（火）から令和5年9月26日（火）（必着）

受付は、午前9時から午後5時まで

(2) 提出先

14. 事務局（書類提出先）に記載

(3) 提出方法

直接持参又は郵送にて受け付ける。

※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前9時から午後5時までとする。

郵送の場合は、受付期間内に必着させるとともに、書留等の配達記録が残る方法を利用するものとする。

9. 審査及び選定について

(1) プレゼンテーション及び質疑

提出された提案書等による評価、プレゼンテーション及び質疑を実施する。プレゼンテーション及び質疑は、以下のとおり実施する。

ア プレゼンテーション

企画提案書の説明及び操作画面のデモンストレーションなどを予定する。

必要な機材については、参加者が用意するものとする。

※プロジェクター、スクリーン（1セット）は町が準備します。

イ 実施日時

実施日：令和5年9月28日（木）

※時間及び場所は参加者に後日連絡します。

ウ 実施方法及びタイムスケジュール

プレゼンテーションの所要時間は、一参加者あたり45分以内とする。

（準備5分、説明25分、質疑応答10分、片付け5分）

エ 注意事項

- ・プレゼンテーションの開催は1回を予定しているが、参加者が多数となった場合は、プレゼンテーションを複数日に行うことや、開催日時を変更することがある。
- ・各参加者のプレゼンテーションの順番は、参加申込書の提出順とする。
- ・プレゼンテーションにおいて、パソコンなどの必要な機器がある場合は、参加者において準

備するものとする。

- ・プレゼンテーションでは、主要な内容やアピールポイントなどを簡潔に説明すること。
- ・プレゼンテーションへの出席人数は最大3名までとする。
- ・参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。
- ・指定時間に遅れた場合は、審査対象としない。
- ・プレゼンテーションは非公開とする。

(2) 審査基準

審査の評価項目及び基準は、以下のとおりとする

No	評価項目	評価基準
1	業務実績	配置予定管理技術者を下記の基準で評価する。 ①管理技術者、担当技術者として従事した同種業務の実績1業務につき評価 ②管理技術者、担当技術者として従事した類似業務の実績1業務につき評価 実績件数は、①②合わせて3件まで記載可能。 なお、全期間従事した業務実績が確認できない場合は評価しない。
2	業務実施方針	本町の除雪業務に関する課題を理解し、システム構築及び運用に関する方針が明確に示され、本町が考える業務内容を踏まえた提案内容となっているか。
3	除雪稼働状況確認機能	除雪作業状況の確認方法や、表示設定の変更方法について、具体的に示されているか。仕様書に記載された以外の新たな機能の提案がされているか。
4	除雪業務管理機能	稼働時間確認方法や、集計及び除雪費請求書類の出力、予算管理に有効な機能について、明確に示されているか。仕様書に記載された以外の新たな機能の提案がされているか。
5	GNSS端末機能	GNSS端末の操作方法及び記録・送信方法が具体的に示されているか。仕様書に記載された以外の新たな機能の提案がされているか。
6	セキュリティ対策及び運用支援体制	セキュリティ及び初期導入時の運用支援体制について明確に示されているか。仕様書に記載された以外の追加提案がされているか。
7	プレゼンテーション及びヒアリング	信頼性、実現性、取り組み姿勢、解りやすさ等
8	価格評価	(1-提案価格/見積上限額) × 配点

(3) 審査委員

5名程度

(4) 審査結果通知

審査結果は、優先候補者、次点候補者が決定した後、速やかに参加者全員に文書で通知するとともに能登町ホームページへ掲載する。

10. 参加者の失格について

参加者が以下のいずれかに該当した場合は、提案を行うことができなくなり、既に提出された企画提案は無効とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合
- (3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
- (4) 前号各号に定めるもののほか提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

2 本プロポーザルを辞退する時は、提案辞退届（様式9）を令和5年9月26日（火）午後5時までに郵送又は電子メールにて提出すること。

なお、辞退した者は、辞退を理由として不利益な取り扱いを受けるものではない。

11. 契約の締結

審査の結果、優先候補者として決定した者と本業務の契約交渉を行う。

ただし、契約交渉が成立しないとき又は優先候補者が本契約の締結を辞退した場合、次点候補者と契約交渉を行うものとする。

13. その他

- (1) 契約の締結に当たっては、町と選定された候補者とで提案内容の細部について調整を行い、条件を協議のうえ契約を締結する。
- (2) 企画提案書等の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とする。
- (3) 選定されなかった企画提案書は本町が廃棄することとするが、返却を希望する場合はその旨を企画提案書に記載すること。

なお、提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外に提出者に無断で使用しないものとし、選定された企画提案書は、能登町情報公開条例の対象となり、同条例の規定に基づいて個人・法人に関する情報等非開示とすべき箇所を除き、開示することがある。開示する場合には事前に提出者の同意を得るものとする。

- (4) 提出した書類の変更、追加、修正及び再提出はできない。なお、本提出書類について、後日、資料を求めることがある。
- (5) 配置予定責任者調書（様式4）に記載した配置予定の責任者は、原則として変更できないものとする。

14. 事務局（書類提出先）

〒927-0492

石川県鳳珠郡能登町字宇出津卜字 50 番地 1

能登町 建設水道課

TEL : 0768-62-8523

FAX : 0768-62-8500

E-Mail : kensetsu@town.noto.lg.jp